平成２８年（フ）第４３３号
横浜市金沢区柴町39番地　サニーヒルハウス102、旧住所横浜市南区平楽140番地43　マイルドタウン山手西壱番館301号
破産者　大友　　勝
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６２号
横浜市港南区日野２丁目33番９号
破産者　高杉　秀男
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８号
富山県魚津市上村木１丁目４番６号　千歳マンション103
破産者　伊東農園こと　伊東　正一
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第８号
長野県上田市武石沖31番地
破産者　樋口　直子
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２２号
岐阜県羽島市福寿町本郷540番地１
破産者　大谷　雅直
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３号
岐阜市小野636番地25
破産者　環境プラントこと　名和　卓蔵
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６４号
岐阜県瑞穂市別府1102番地３　アール・ウィング　2001号、前住所岐阜県瑞穂市別府501番地41
破産者　宮脇　栄太（旧姓足田）
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６４３号
愛知県大府市柊山町８丁目54番地　ひいらぎ絆Ｇ棟、開始決定時の住所愛知県豊明市新栄町３丁目138番地１
破産者　伊串　　希
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８０５号
名古屋市守山区村前町191番地　メルベーユ302号
破産者　橋邊　香織
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８０７号
愛知県津島市神守町字一丁田36番地　ピュアタウン神守Ｂ棟103号
破産者　水貝　公明
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２号
名古屋市緑区浦里１丁目110番地　浦里荘３棟104号
破産者　たこちゃんこと　髙石　恵子
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７４号
名古屋市港区砂美町166番地　シャルムガーデン203号
破産者　花房　　武
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６号
神戸市須磨区松風町３丁目６番４－404号、従前の住所神戸市須磨区松風町６丁目１番27号
破産者　井上志保美
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２号
岡山県総社市井手1026番地１　ウイングＡ101、前住所岡山市北区白石240番地４スカイラークせのおＡ－202
破産者　佐原　裕太
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
広島県豊田郡大崎上島町中野5522番地46
破産者　竹内　　徹
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４６号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内３丁目10番20号、前住所佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙1960番地２
破産者　松本　正範
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６号
佐賀県鹿島市大字森129番地
破産者　大隈美千代
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２６０号
大分県由布市湯布院町川上3055番地14
破産者　近江　康秀
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係